

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年8月13日（平成27年（行個）諮問第135号）

答申日：平成29年2月27日（平成28年度（行個）答申第186号）

事件名：本人が受けた不支給決定の傷病に係る意見書の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が平成27年特定月日付にて特定労働基準監督署より不支給決定通知を受けた傷病にかかる実地調査結果復命書及び添付書類の一切」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、千葉労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年4月16日付け千労発基0416第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示すべきとする部分の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び資料の記載によると、おおむね以下のとおりである。

意見書の地方労災医員の氏名を隠されると正しい書類かわからず、法律でも隠さないように定められているので出すようにして欲しい。また統合失調症と言っているのはこの書類だけで診断書が無いのでこの書類だけは一切黒塗りを使わずに出して欲しい。年金などの他の分野にも影響が及ぶので、とても困るので法律で黒塗りにしなくても良い所まで黒塗りにしてあるのでそういう所は出して欲しい。黒塗りだけの資料は何が書いてあるかわからないので何を聞いたか何と答えたかは出して欲しい。裁判の時に貰った資料も黒塗りだったので意味がなく嫌がらせの様に感じる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」と

いう。)は、平成27年3月3日付けで、処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、「請求者が平成27年特定月日付にて特定労働基準監督署より不支給決定通知を受けた傷病にかかる実地調査結果復命書及び添付書類の一切」に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、原処分を行ったところ、請求者がこれを不服として、平成27年5月12日付け(同月18日受付)で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、請求者が平成27年特定月日付にて特定労働基準監督署より不支給決定通知を受けた傷病にかかる実地調査結果復命書及び添付書類の一切である。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法14条2号の不開示情報

① 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の①の不開示部分は、請求者以外の氏名、印影など、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

② 別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、特定労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取をした内容である。当該聴取内容に関する情報が開示された場合には、被聴取者が、不当な干渉を受けることが懸念され、請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、当該情報は、法14条2号の不開示情報に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ 法14条7号柱書きの不開示情報

別表に記載した本件対象保有個人情報のうち、文書番号1の②の不開示部分は、労働基準監督署の調査官が本件労災請求に係る処分を行うに当たり、請求者以外の特定個人から聴取した内容等である。これらの情報を開示することで、被聴取者が心理的に大きな影響を受け、被聴取者自身が把握・認識している事実関係について申述す

ることをちゅうちょし、労災請求人側、事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するといった事態が発生し、公正で的確な労災認定を実施していく上で必要不可欠な事実関係についての客観的申述を得ることが困難になるおそれがあることから、これらの情報は、開示することにより、労働基準監督署における労災認定等の事務処理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであり、法14条7号柱書きの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、原処分の一部を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、別表の2欄に掲げる情報については、法14条2号及び7号柱書きに基づき、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成27年8月13日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年9月15日 審議
- ④同月24日 審査請求人から資料を收受
- ⑤平成28年10月20日 委員の交代に伴う所要の手續の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥同年11月10日 審議
- ⑦平成29年2月23日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「私が平成27年特定月日付にて特定労働基準監督署より不支給決定通知を受けた傷病にかかる実地調査結果復命書及び添付書類の一切」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当する部分を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、地方労災医員の意見書の開示を求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分で不開示とした部分のうち、一部を新たに開示することとしているが、別表の2欄に掲げる部分については、法14条2号及び7号柱書きに該当し、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

別表の2欄に掲げる不開示部分は、労働基準監督署の調査担当官の求め

に応じて提出された医師の意見書であり，作成した地方労災医員の氏名と一体として，法14条2号本文前段に規定する審査請求人以外の個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものに該当する。

(1) 別表に掲げる文書（意見書）の①の不開示部分について

当該部分は，地方労災医員の 名及び印影である。地方労災医員の氏名は「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）における「職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名」に該当し，特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き，開示することとされている。

しかしながら，署名及び印影については，その固有の形状が当該文書の真正を示す認証的機能を有するものであり，署名及び印影まで開示する慣行があるとは認められないことから，法14条2号ただし書イに該当せず，同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。また，当該部分は個人識別部分であり，法15条2項による部分開示の余地もない。

したがって，当該部分は，法14条2号に該当し，不開示とすることが妥当である。

(2) 別表に掲げる文書（意見書）の②の不開示部分について

当該部分は，労働基準監督署の調査担当官の求めに応じて提出された医師の意見書の記載内容であり，これを開示すると，労災給付請求者である審査請求人からの批判等を恐れ，被聴取者等自身が認識している事実関係等について直接的な申述を行うことをちゅうちょし，労災給付請求者側又は所属事業場側いずれか一方に不利になる申述を意図的に忌避するなど，正確な事実関係の把握が困難となるおそれがあり，労働基準監督署が行う労災認定の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法14条7号柱書きに該当し，同条2号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 その他について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，審査請求人は，特定労働基準監督署長による労災保険の不支給決定を不服として，千葉労働者災害補償保険審査官に対し，労働者災害補償保険法に基づく審査請求を提起しており，原処分後に，上記労災保険給付に係る審査請求事件について，千葉労働者災害補償保険審査官による決定がなされ，審査請求人に対しては既に当該決定書の送付がなされており，また，その後，審査請求

人から労働保険審査会に再審査請求がなされ、審査請求人に対して、当該事件に係る一連の審査資料がまとめられた、いわゆる事件プリントが送付されているとのことであった。本件開示請求に係る原処分時においては、当該決定書及び事件プリントの内容を審査請求人が知り得る状況ではないが、当該決定書等の送付により、当該決定書等記載の情報については不開示とする事情は失われていると認められることから、諮問庁の現時点における対応としては、当該決定書等により審査請求人が知り得る情報については開示することが望ましい。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号及び7号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別表

1 対象文書名	2 不開示を維持する部分	3 不開示情報 (法14条該当号)	
		2号	7号柱書き
意見書	①医師の署名及び押印部分	○	
	②3頁ないし5頁の不開示部分	○	○